



はかり定期検査のお知らせ

経済課商工観光グループ

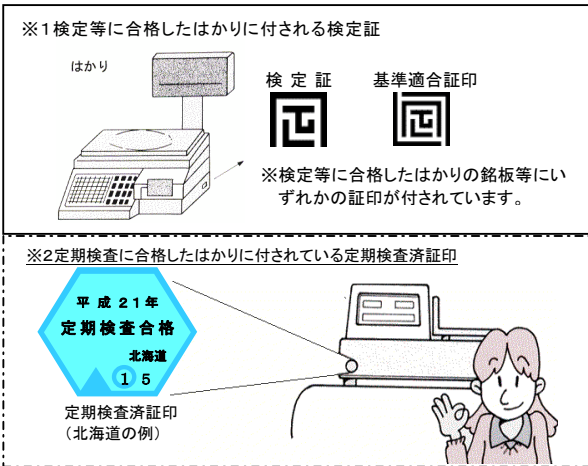
商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取引や証明上の計量に使用するはかりは、検定証印等（※1）が付されたものでなければなりません。

また、計量法の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格したはかりには、「定期検査済証印」（※2）が付され、継続して取引・証明に使用することができるようになります。

この検査を受検しなければ、取引や証明上の計量に使用することができませんので、ご注意ください。

町では、定期検査の実施期日前



に、はかりを使用している方へ調査を行いますので、ご協力をお願いします。また、平成21年以降、取引や証明のために使用するはかりの購入等をした方は、検査の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

▼検査日時

平成23年7月26日（火）
10時30分から15時30分まで

▼検査場所

役場西側車庫

◇お問い合わせ先

経済課商工観光グループ
（電話 34-2121 内線 233）

不正軽油防止強化月間のお知らせ

7月は「不正軽油防止強化月間」です。

上川総合振興局では、不正軽油の撲滅に向けた行動を一層強化します。

「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」をスローガンに、事業所や公共工事現場などを訪問して、自動車などからの燃料抜き取り調査を実施します。

また、ガソリンスタンドや燃料販売店を訪問して、適正な配送が行われているか確認調査を実施します。

不正軽油は悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因となるほか、公正な市場競争をも阻害する重大な犯罪です。

・自動車などの燃料に、灯油や重油を使っている。

・倉庫や納屋に、不審なタンクローリーが入り込んでいる。

など、不正軽油を追放するため、『不正軽油ストップ110番』へ情報を提供してください。皆様からの情報をお待ちしています。

◇お問い合わせ先

不正軽油ストップ110番
（電話 0120-971-191）

上川総合振興局地域政策部課税課 関税係

（電話 0166-46-5929）
（直通）



裁判所事務官採用日種試験のお知らせ

▼第1次試験日

9月11日（日）

▼受付期間

7月12日（火）～21日（木）

▼受験資格

平成2年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた方

◇お問い合わせ先

旭川地方裁判所事務局総務課 人事係

（電話 0166-51-3121）
（人事係直通）